第一節 織田政権の登場

第一項 織田信長の伊勢攻め

れた。 民 た 豊 織 ッパ 臣 時 な 豊政権 政 期 時 0 方 治 抑 た時 代 \mathcal{O} 来航 と称 が 圧され ح 強大 行 期 そ なわ なども ま を織 の な権 で 時 戦 れ 田 代 \mathcal{O} 力 た 戦 あ 国 大 • きな 豊 に 期 乱 り 織 ょ 臣 \mathcal{O} 田 豪華 世 カン 時 政 信 0 が 権 うな下 代 長 てもたらさ 期 収 • \mathcal{O} • 壮大な ま 強 画 豊 剋上な 力 期 織 臣 0 豊期、 秀吉 と考え 7 新た れ 厳 世 が المح \mathcal{O} · 経済 は な 中 登 5 ŧ 4 文 支 場 が 配 安定 力 5 B Ł は 織 形 る 政 な ょ 日 治 成 田 0 新 を さ 7 口

進め 元 濃 代 死 亀 後 没 国 織 (嫡男 三家 るが 四年 て上洛 田 した。 (岐阜県) 信 老 と 長 (天正元年 して そ \mathcal{O} は て義昭を将軍に就任させ、 \mathcal{O} を制 尾張 志半ばで、 天 文三年 で ある織 圧 統 一を進め ` 五七三 $\widehat{}$ 同十年 翌 十 田 信秀 五三四 た。 一年 義昭を追放し \mathcal{O} $\widehat{}$ 永禄十年 次男とし (一五六 尾 五八二 室町幕府を再興し 張 国 八 て生ま $\widehat{}$ (愛 \mathcal{O} 本能寺 天下統 知 足利義昭 五六七)美 県 信 守 た。 ーを を 秀 変

年 え 威を背景 全 \mathcal{O} 国統 途中 家臣 豊 勢力を拡 臣 秀吉 五. で慶長三年 八六) を成 12 天 は て成長して 下統 大し、 し遂げ に太政大臣に 尾 張 (一五九八) た。 国 戦争を進め、 天正十三年 く。 の 百 その後朝鮮侵 姓 就任す 信長死後、 \mathcal{O} に死去する。 家 $\widehat{}$ に 天正十 生ま 五八五) る。 略 戦 九 織 れ そし 年 田家 ` 争を進 に 信 7 関 長 \mathcal{O} 五. 白 \Diamond こう 旧 九 仕 る 勢力を 翌十 が え た権 抑 そ 兀 7 12

た全国統 一を行なう強力な権力が 登場す る な カン 亀

域はどのように変化してい ったの であろうか。 織豊権力

山市 域 関わりを以下にみて

周 辺) 織 織 から信長の伊勢攻めが始ま の手が上が 田 田信長は斎藤龍興が籠もる美濃国稲葉山 落とした。 信長は追撃するために長島を攻め、 でも煙が立ち上る。 の北伊勢侵攻 ったという 龍興は美濃からから 長島 (「信長記」・ 永禄十年 0 た。 二十二日には 「紹巴富士見道記」)。 $\widehat{}$ 五六七) 十八日には長島から火 (桑名市長島 (岐阜県岐阜市 河かわかわ 八月十 郡 町 (鈴鹿市 五. に逃 日 を

尾張 長の攻撃が何らか 長野氏 皇家領奄芸郡栗真荘 無双之名将」と讃えた(「立入宗継文書」)。 (「晴右記」)。 + 美濃平定を賀し、 一月九日、 の家臣斎藤三郎右衛門尉 時期から考えると、 織田信長に対して正親町天皇の の影響を与えたと考えられよう。 (津市河芸 天皇家領の回復を願い (• 栗真) ・河北内匠助に求めて 現在の津市北部 の年貢未進の 同月十三日には天 編り 、信長を「古今 旨が \mathcal{O} 出され 地まで信 いる

長の 願寺 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 情 洛 に信長 巴富士見道記」)。 の城が攻め した存在であったことのあらわれなのかはわからない 長島には本願寺の にと 伊勢攻めに遭遇 意向を歓迎している に書状を遣わ りだ 0 てこの られ 0 た 「白日のごとく」炎上したと記り 段階では、 \mathcal{O} しか Ļ か した連歌師の里村紹巴は、「一向念仏坊主」 一族寺院願証寺が存在した(写真156 ` 美濃 ある (「顕如上人文案」)。 大坂の本願寺宗主顕如は十一月七日 信長と いは願証寺が本山から一定程 ・伊勢両国の平定を賀し信長の \mathcal{O} 全面対決は想定外 紹巴の している つか \mathcal{O} こと んだ (「紹 本

畠物 様な 織田信長 発見され 状況だった B の侵攻と亀山市域 「勢州軍記」 7 \mathcal{O} 1 な かを伝える同時代に記された史料は い。そのため、 などの軍記物から考えるしかない 0 ころ、 江戸 、時代に編さんされた 現 在 亀山市域が 今 لح

881 \$84 ...

をえな 勝は 連れ 際、 神戸) 背後に信長が存在しており、 の三男で、 田彦右衛門や岡本良勝らが信長から付けられたという。 国府氏らも与力として信孝の与力となったらり に平定し これら軍記物によると 養子として信長の子息信孝を受け入 後に亀山城主となる人物である。 カ に籠も さらに南 った。 当 時 0 た現在 この時亀山市域の関氏 7 一一歳であ へ兵を進めたら いた神戸具盛 の桑名市 永禄 た。 具盛や家臣たちは信孝に従わざる は信長にす その 1 四日市市 0 年 · 峯 氏 ため信孝の傅役として幸 この 信孝は幼少であ 時 周辺 五六 ぐに帰順 '・鹿伏兎氏、 いる。 神んが戸べ の侍た 城 信孝は信長 二月信長 5 0 (鈴鹿· 岡本良 たが そ き \mathcal{O} は

そ らば 氏や あ 氏 氏 の進言を受け入れ、 向 ともに神戸信孝 中尾氏 名跡と定めたところ、 川北氏はすぐに裏切り、 長野具藤は南伊勢の北畠氏 信長は関氏を攻撃することなく 他の諸勢力も帰順するだろうと信長に進言した。 長野具藤を攻めた。 関信盛はすぐには信長に従うことはなか な 乙部氏など津周辺の勢力は信長に従ったと カン 麾^き 下ゕ ようや 弟織田信包を長野藤定の娘を娶めるのような 12 く関氏 雲林院氏 長野氏の名跡を絶やさず立てる この時、 は信長に従 のもとに逃れたとされ られたと 長野氏を支えて 草生氏氏 安濃津(津市中心 2 た。 う · 家所氏 関 0 0 た た 分 部 信長は も峯氏 て長野 る 細 う 野

国 後 込むなど、 る (滋賀県) 同時 六 5 出兵を行 角氏 られる。 代史料 の軍記 鈴鹿峠を越えて北伊勢 を統治する六角氏 は天文年間 と齟 物 また、 の記載は 齬することが また北 関氏が信長に従 同時代 一五三一~ 伊 勢 なく、 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 史料で確認できな 帯に影響を与える存在とな 関係が影響して 有力者梅戸氏 五. お 五五五 な ね事実に近い 0 ごろ た に養子を送 る が 思わ 前 江

の追放 に侵攻 をふまえての行動と考えられる。 0 と時期が前後し して六角氏は追放された。 永禄十 ており、 一年 六角氏と (一五六八) 関氏 \mathcal{O} 信長 \mathcal{O} 関係が 九月信長は近 \mathcal{O} 恭順は 消 滅 六角氏 玉 - 4 -

織 度信長は伊勢に出兵し、さらに南下して北畠氏と対する。阿射賀 田信長の 阪市 北畠氏も制圧した。 ()・大河内 南下と伊勢国の支配 (同) そして、 など南伊勢の 息子の信雄を北畠氏に養子の紫がつ 永禄十二年 北畠氏の本拠地を攻撃 (一五六九)、

あっ る。 勢力を完全に掌握 信雄 た。 (一五七 元服 は信長 幼年は茶筅と呼ばれ して北畠具豊を名乗り 翌四年 次男で、 に北畠具教 した。 $\widehat{}$ 生母が異な 五七三 ており、 の娘と婚姻を結ぶ。 北畠 `\ る三男信孝と 同年北畠家の家督継承をす 北畠家養子とな ___ 族を粛清 翌三年 同 生 旧 0 て元亀 ま 五 で

家に仕えて 五七 隠居させた。 化する。 軍記」 信孝も元亀元年 信長は、信孝をおろそかにしているとして、 他 正月近江国日野に年始に訪れた具盛を、 た諸侍 こうして神戸家も信孝が当主になり、 (一五七 一二〇人も流浪 \bigcirc ごろ から神戸具盛と したという(「北畠物語」「勢 突然幽 今ま 翌二年 関 で神戸 閉

兎氏 続 そ 各 کے 畠 いう一族を配 このように、 神んだ ままそ に群拠する在地 であ ・長野氏を配下に入れ、 支配 織 0 田政権 して、 信長は 地 に居住 \mathcal{O} 領主などは、 伊勢国を織田政権下に 戦国期伊勢国で勢力を伸ば 部 した。 で滅亡することな 亀 次男信雄 山市 織 田政権 域 \mathcal{O} • 三男信孝 関 収めた。 氏 **峯**氏 そ まま存 弟 信 ※ 0 鹿 包加北 伏 £

され た。 織田政権下 こととな には従来どおり領主とし 亀 市 の 域 亀 織 田 山 \mathcal{O} 政権 関氏 領 主た による統 • 峯 氏 て存続 • 治 鹿 織 伏ぶ 田 信長 始ま 兎 \mathcal{O} 氏 地域で勢力を維持 らも織 によ 9 た。 0 田信孝 関 て伊勢国は 氏ら は 基本 属 す 制 圧 的 3

る。 に 保たなけ と思わ 織 田家 れる正 るよう ば 配 月二十 ならな 下 に、 とな 年 始 カン 0 た 日 \mathcal{O} 0 た。 挨拶 付 関氏らは、 \mathcal{O} 関盛信 に たとえば、 関 成盛信が 織 \mathcal{O} 田 織 太 政 元亀三年 権と 田信長礼状 B 馬 \mathcal{O} を贈答し 関係を密 五.七 (史 890 接 に

月に が 置 保 た。 田政 (x)蔵 た。 は将軍足利義昭に五か条の (文書) 中 さら 0 諸大名たちは上洛するが、 信長 る ためには、 地領主たちも参列して 永禄十三年 に、 関や峯などの亀 7 か \prec 5 と実質的な天下統治を義昭に 同時に諸大名に上洛要請を行なう。 在 \mathcal{O} の帰順を示すもの た御所 地 こうし 織 \mathcal{O} (元亀元年 田政権 領主た \mathcal{O} た要請 修理と室町幕府への慶賀が 山市 5 いる 条々を示 は 12 域の者たちも同行 の奉公を行なわなけ は絶えず応じ __ であった 五七 そ この時北畠具政とともに北 (「二条宴乗 れ ぞ して「天下 認めさせ れ (播磨二〇一〇年)。 正月二三日、 \mathcal{O} なけ 地域 記」)。 したと思わ これは、 で従来 の儀信長に ればならな (成簣堂文庫 目的であ ば な おそらく 織 5 \mathcal{O} 当 時 な 権 田 伊 任 信 0 カ 益 カン 進 長 織 所 を せ 0

関盛 大き 答 信 る 盛 翌年 の謹慎 転換する。 なか 信 \mathcal{O} \mathcal{O} 態度が 天正元年 ったことや、 関 信長が 氏 は織 問題とされ、 (一五七三)、 伊勢を攻めた際 田 政権に仕えてい 神戸家に養子入りしていた信孝を それが 織 田政権と関氏 信長の た 当主関盛信が が 勘気を 太 な \mathcal{O} 関係 は 贈



関盛信の花押

0

国

日 野 (滋 賀

県

蒲

町 蒲

家

5 れる

たら 年 · 史 891 五七 四 895 正

月 は 関盛信 懇意

写真157 た神戸家当主具盛

て日野で突然隠居させられている。 具盛は盛信

を養子に など)、 しようとしていたこともあ 旧来この地域で勢力をもっていた両家の結び ŋ (「北畠物語」

子

勝

蔵

州軍記

つきを警戒 したものかもしれない

蒲生家は、 もとは六角氏の麾下であ ったが、 永禄十一 年

五六 の信長による近江国侵攻時 に信長方に従 翌年

五六九) の信長 の伊勢大河内城攻めにも参加していた (「信長

同じ六角氏 の勢力下にあ ったためか、 また関盛信 \mathcal{O} 妻が

の姉妹であ ったこともあ り、 関氏は蒲生家のもとに

けられたと考えられている (写真15)。 では、 <u>ج</u>َ 蒲生家のもとでの関氏の生活はいかがなも 「北畠物語」 B 「勢州軍記」 などの軍記物 には、 のだ 0 た

蒲生家に預けられ家臣はすべて浪人にな 薪を拾い水を汲むな ったものの、 葉おおか سلح

忠 臣 左 . S 衛門などは日野へ供をして、 りを発揮 したという逸話が載っ 自ら ている · 史 888 §92 °

若九 一衛門に 0 ては、 滋賀県近江八幡市安土町にある慈恩

寺 過去 帳 の天正六年の項に「正糺宗覚 三月八日 勢州関殿

若九 郎 右衛 門」とその名があり、 存在が確認される(史90)。

葉若氏 関氏 とともに近江に移り、その地で死去したのだろう。

関 氏は ひっそりと暮ら していたわけではない。 近江

0

12 移 翌年 \mathcal{O} 天正二年 五七四) 八月、 対越前 向 揆

場 敵前 逃亡し近江 国甲 賀を目指 た樋 口直房を捕

5

5

えたことによ り 関盛信は信長から褒賞されている (史 897)。

禁され ならば 忠が蒲生氏とともに長島に出陣し戦死したという話 が関盛信 容易に理解できよう。 行動は行なえるような立場にあったと考えられる。 盛信の子四郎に対しても、 ていたというよりも、 元亀四年 のもとに仕官したという話や、 以上の事柄から考えると、 (一五七三) 七月に奥盛興 一定の家臣を引き連れ多少 羽柴秀吉が同様に賞してい 関氏は蒲生氏 後述の天正二年 (鹿伏兎左京太夫) そうである のもとで軟 (史 903 \mathcal{O} に関盛

争での忠節が評価されるとともに、 いた四国攻め 関盛信は、 再び織 \mathcal{O} 関連などからであろう。 天正十年 田信孝付きになる。 <u>二</u> 五. 八 <u></u> 後述のように これ 四月に赦され は 同年予定さ こうした戦

長島 出兵が主となる。 にわたる長島 の奉公は、 向 していたかは不明であるが、 の始まりは、元亀二年~天正二年(一五七一~一 揆と亀山の領主たち 具体的には軍役という織田政権の天下統 一向一揆攻めであろう。 伊勢国の在地領主がどのように 亀山の領主たちの 本格的な織田政権 · 天 下 織 戦争へ 統 田 五七四) 一戦争

信長 後盛 はこのころ、浅井氏 り返す。 朝倉・ (一五七○)朝倉義景を討つため近江国に出兵 浅井連合軍を姉川 対信長戦争が展開された ここに本願寺 ·朝倉氏 が参戦 (滋賀県長浜市) ・三好三人衆と戦っ して浅井 朝倉 で破るなど ていた。 し大敗

寺 同 田信長と 院 本願寺宗主顕如は、 で東海地域の浄土真宗の拠点であった長島願証寺も本山と に告げる触れ 以は信長 の戦争 信興を自害させた。 弟のぶ このであ の参加を要請する檄文(自分の信義を述べて、 を発した。 諸国の浄土真宗の僧侶 の守る尾張小木江城 った。願証寺を中心に一揆が形成され、 これに対し信長は翌二年 これに呼応して、 (愛知県愛西市) 門徒たちに対織 本願寺 (一五七

に長島を攻撃し、 さらに天 正元 年 同二年と三度に る

長島攻め した。

蔵文 降伏 城を 年長島 天 伊 が 勢湾を海上封鎖 囲んだ。 に 「信長記」 て籠城を解除 対 り広げ 0 て 一 して本格的な攻撃を行 五七三 られた 揆は根絶 そして二 して出てきた に 浅 ケ月半 一揆の 1 た わゆる (播磨 籠 \mathcal{O} 朝 なう。 包 る長島城をは 倉 一揆を一斉に攻撃 「根切」 囲 • $\frac{-}{0}$ を滅 \mathcal{O} 後、 九鬼水軍などを動員 と称される徹底的 ぼ ___ 〇年、 九月二十 た じめとする諸 信 長 氷上 凄惨 日

揆 は長島 ちは 解す を率 長島 た。 というような当時北伊勢で有力な在地領主たちの る見解もあるが いる尾張 でに織 一向一揆は僧侶 長島 桑名郡 田政権 の在地領主や桑名周辺 向 一揆を、 \mathcal{O} \mathcal{O} 先に述べたように 領主の 傘下となっており、 門徒を中心 北伊勢全体を巻き込む惣国 みで、 に、 一十かれ の在地領主など 服 所 常左京亮は 北伊勢の在 ___ 人数」 向 一揆に B 地 ほとん 与み 北方 領主 揆 \mathcal{O} た 水 سلح 軍

関 るが 田 方 郎四 史 勢州軍記 そ 後次男 信 900 郎 世 あろう 当時 あ では亀 揆に参加 戦死を 904**峯**筑前守 編さん物には またこれ 盛忠親子 0 た。 関や峯が信孝配下にあることから彼ら 一政が盛信の跡を継 · 安 931 B 彼らは信孝軍として参戦し、 してい 七月七 他の同時代史料がないので信憑性 |勢州四家記 以降、 域 • は天正二年八月に、 936 鹿伏兎六郎 \mathcal{O} なかった。 領主たちはどう 日とし 関四郎 一 向 一 なお、 」などの 揆との 四郎 いるが いでいることからも信 の名もみられな 「寛政重修諸家譜」 らが戦死したと 軍記物 戦 して 樋口直房を捕 (史 904)、 で た 関 B 揆方 四郎盛 \mathcal{O} 前 亀 \mathcal{O} で 動員は 述 で あ で 0 頼 問 はな ろう らえて信 は 忠 題 など 当然 峯 関 てよ カン あ 織 る 兀

5 月 長 はま 秀吉か たと思わ だ盛忠は存命 ら褒賞され る で 7 あ 1 ることからすると そ の後す ぐ に長島に 史 897 参陣 898 て討 七

ば 勝 する 岡 匹 \mathcal{O} 俫 本良 長島 よう 郎 たな よう 動 が 織 領主た 向 勝 戦 田 軍 向 伊 鈴鹿郡 は 死 に らも織 権 入部 な 明確 記 勢 一揆撲滅後、 が ば \mathcal{O} 0 な 介入 弟与 でな たと思わ \mathcal{O} 領主が 「勢陽雑 したとあるが らず、 部 田政権下ではたえず 八郎 1 領 \mathcal{O} 北伊勢五郡(桑名郡 れる 地は 必ず 記 が は織田信長 でその実否は 幼 な • 没 ` 少であ り後継者を十 しも安定 亀 関盛信 天正 収され Щ 録 の重臣滝川 0 織 たた わ 年 他 \mathcal{O} な 謹慎な た カュ 田 \mathcal{O} . 政権 らな !め峯 状 者 تغ 分に • 員弁郡 況 が に 五八二 ども そ 12 は لح 立てられ 城に信孝家臣 益ま は \mathcal{O} 峯 氏 な 関 含め の支 地域を支配 以前 朝明 カン 係 か 配 をうま な は 0 郡 た。 け 八 亀 良 郎 لح

三重郡 Þ 編 な 中 河^かわ り <u>世</u>)。 郡 は神戸信孝が管轄 益は長島 そして、 城に入城 従来通り鈴鹿 したようである した 郡 四日市市史』 \mathcal{O} 現 亀 山市 (「当代記」)。 域に当た 第 + 六 巻通 る 部 史

頼を滅ぼ さらに甲 は三男神戸信孝が命じられる 四国攻め す。 州攻めを行な への動員 そし て五月に 天下統 って天正十 四国攻めを企 一を進め 年 る織 $\widehat{}$ て、 五. 田信長は 八二 四国攻め 三月 中国 に \mathcal{O} 総 武 大 田勝 8 将

置き 政権 す 際 そこ で 付 Ź る。 天正十 信長は讃岐国 (香川県) 追放する は 追却すべき \mathcal{O} 在地領主である国人に信孝 忠節が のよ 年五月七日付 「国人等忠否を相糺 と命じて 確か に かを決め で 族 ら 8 兀 はこれを追却し、 5 国 いる。 \mathcal{O} 辺め 神戸 7 n 7 信孝宛 命 動員さ に つま を信孝に申し付けることを述べ し、立ち置くの 際 令など申 り、 \sim れた。 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 伊勢 忠節 織 四国を信孝 政道以下堅く 田信長朱印状 付 国 の実否を糺 け \mathcal{O} 領主たちも るよう に与え はこれを立ち 12 これを申 史 述べ る 任 \mathcal{O} 用 田 に

は

がね信孝が希望して

いたも

 \mathcal{O}

で、

信孝は阿波

の三好康長

なろうとするが

それは

あ

くまでも表向きの

ことで

さらに、

神戸慈

円院正以の書状

(史914) では、

この

四国攻め

信孝 と述べ あ 伊 方 内実 必要であ 初 尾方などの 百姓などを動員して行う重要な出兵であ 氏らに対したやり方と同じであ 、主家を失い 五歳 国 戦闘などで、信孝に伊勢の領主たち動員されたであろうが、 って、 るように、 までも信長 勢国北 雑賀衆らが 野 7 四国を織田政権 の軍事行動 から六○歳までの名 「一夜に大名に御成り候」 った。 いる。 草沢 伊勢 信孝の力量が試され 封禄を失った武士) • 中部を統治する大名として、 の指示 まさに、 それを支える伊勢国 \mathcal{O} であ 領主たち、 野呂、 四国攻めに参加するという。 のもとであったが、 0 のもとに制 たと思われる。 北方萩原殿 伊勢国での 名主・百姓を動員して、 さらに伊賀衆 るものであ 0 ゃ た。 と記され、 圧しようとするも 旧勢力の北畠 \mathcal{O} 栗原殿 この書状 領主たちの忠節 関盛信 前述の長島一 ったと考えられ この り、 • 甲賀衆、 在地 信孝が中心とした • また、 いでは、 先の信長朱印 桑名伊東、 四国攻めは 一政親子 • 神戸 \mathcal{O} また諸牢人 のであ 向 そして紀 信孝領 ここでは 確認 一揆や 長野 三之 千草 った 状 信

鹿市) 鹿伏兎之勢」を一万五〇〇〇人をそろえて、 関親子は ており、 を出発して十一日に摂津国住吉 一勢州軍記」などでは 「北畠物語」 これら史料の記載とも一致する。 などの軍記物では · 使 916 917)、「神戸 (大阪市) 五月上旬に神戸(鈴 前月の さらに • 亀 に到着したと 四月に 「北畠: 国 府 赦や •

動員された。 自ら 六月二日に本能寺の変が起こり信長は死去 \mathcal{O} 存在を誇示 その意味 伊勢国 \mathcal{O} では 領主たちは織 する 重要な 信孝が伊勢国 出兵となる 田信孝軍とし の領主や はず 7 であ 百姓らを率 四国攻 出兵は 0 た。

取 後 n 動静 8) に をみ な 0 た。 て過ごすこととなる。 彼らは 四国 ^ 渡る ことなく堺に

第三項 織 田 政権 下 \mathcal{O} 亀

能 相を示 ろう 織 性 臣 8 さ 田政権 **|秀吉** れた \mathcal{O} ある。 すも 制 9 う が て、 ح 圧後に検地を行な 地 全 ŧ \mathcal{O} 強力な 伊勢国 織田政権は近江国 国的 は、 具体 \mathcal{O} 面積 権 的 な の に実施 伊 力 な 検 勢神宮 が 12 当 収穫高や耕作者 した太 時 ょ 具体 0 関 織 \mathcal{O} 0 7 係 亀 7 田 いるが、 閤 的 伊 史 (滋賀県) 検 な 勢 民 地 様 期 玉 衆 \mathcal{O} 調査が よう 亀 伊 政 は は や越前国 勢国 策も 厳 山市 は わ É ほ では 行な 域 な 明 年 民 \mathcal{O} (福井県) どう 貣 在 わ 衆 で 11 賦 あ 支 0 地 課 た 配 \mathcal{O} であ る 織 口 \mathcal{O} 田

家 主 家是 テ 伝 臣 る。 畠 尾張侍ニ玉フ。 存 現 在 に与えたため、 就任すると、 みえる。 0 習と たと、 \mathcal{O} 養子とな ところ、 また、 検地をして旧神戸家家臣たちの所領を減らし 7 のように な 「一益始メテ検地を入レ諸士ノ領分ヲ改ム これが他の伊勢の たとえば、 江戸時 \ <u>`</u> 諸方ニ検地ヲ沙汰ス」 神戸信孝も天正二年 った信雄も永禄 故ニ神戸 「神戸分ニ検地ヲ入レ、 伊勢国では しかし、 代 後 神戸家家臣 | 前 世 「北畠物語」 期 \mathcal{O} 、ノ諸侍百廿人流浪ス」 軍 \mathcal{O} 後世の軍記物などに 編さん 地域でも広が 織 記物や 十二年 一二〇人が流浪 田 政権 とあ 編さん物 では、 (一五七四) によ \mathcal{O} 0 一五六 神戸侍 当代 7 滝川 る 0 検 てい は 九 記 (「北畠物語」) 滝 は 地 したと 神戸 関 益ま 領知ヲ減シ 2 た が 係 が長 検 検 家 لح 地 記 検 検 地 其 史 地を 記 後 地 島 \mathcal{O} 実 当 を 7 にこ 記 は - 11 -

勢 萱 料 少 きな 国 目 領 後 朝明 世 在 録 さ 彼 さけ 5 天 せ \mathcal{O} 郡 所 益 支 正 知 た 軍 地 はな 元年 をそ 直轄 載文書) 記 り どお 物 領主萱生弥三郎に与えた朱印状 所 ` 領主たちに対し 旨に任 \mathcal{O} 領 領 没 などでは いと思わ (一五七三) まま認める本 P B り 収させたり では 相違 買 代官支配 せ 取 しな 相違有るべ 「その方本知 織 0 + た領地や家来な ては、 な 田政権は よう どで 月二十三日 たことを記 領安堵を行な か は 12 基本的に · 命 じ 旧来 らざるも • 前 買 得 時 す 7 \mathcal{O} بخ 従来有 織 が 領 0 る 主 思文 田信 7 \mathcal{O} 家来 戦 な 従 帰 \mathcal{O} 来 長が 国時 等先 所 閣 り る 順 古 領 北 が 書資 規 代 た と う 伊 る 伊 減 لح

る で 百 0 あ ろう 思 動員 は な が カン 織 が あ る 行な るな 2 田政権が登場 たと思われるが、 必ず لخ わ しも 人夫役な 百姓たち 百姓たち L どの も村 前項 も楽 \mathcal{O} 負 徴 Z \mathcal{O} 担 な 発 \mathcal{O} 几 生活 も大き B 様 国攻 ま 子 で た は は 織 大 な t き \mathcal{O} 田 政 権 主 で 0 あ

織 伊 勢神宮領をみていきたい 田 政 権下 神宮領 そ れ は 次 に 織 田 政 権 期

神宮 \mathcal{I} 豊受大神宮とようけだいじんぐう 時期の (内宮) 亀 (外宮) 山市域 領地を書き並べ \mathcal{O} の領地を書き並べ 伊 勢神 · 宮領 た 内 関 宮 連 た \mathcal{O} 領本 史料 外宮神税帳」 水 帳 史 1020 は 史 皇

ろう。 織 七年 合六 その が多く登場する 三重郡 市長島 内 田家の重臣で、 勺 宮 領地を保全するように、 伊勢支配 そして、 町 神領本水帳 にて候」と内宮領からの合計額が記され、 一月五日滝川殿への時月日付」と記される 鈴鹿郡 に入城し、 \mathcal{O} これらの神宮領関係の史料には亀山市域の地名 \mathcal{O} ___ 環として、 部 天正四年(一五七六)ごろには長島城 ш の最後に 北伊勢五郡 を支配下に入れていた。 領地 神宮領の書上げを受け取 は、 の書き上げを作成してい (桑名郡 「銭米合六百八拾壱 • 員 弁 郡 続けて「天正 滝川 益はこう • 朝 明 郡 石七升五 った 一益 (桑名 た。 \mathcal{O} は

909

織田政権という新勢力の登場に応じて、

神宮では

みそ」 など亀 森町太 田 大久ほ」(鈴鹿市下大久保町)、 「ひるう」 町 「内宮神領本水帳」には「わた」(四日市市和無田町)や、 った現亀山市内)、 西富 山市近隣 (同深溝町)、「ひろせ」 (三寺町 [田町)、 (三寺町・中 庄 町・下 庄 町)、「木下メークでら なかのしょう しものしょう (川崎町)、「あかた」(川崎町)、 の旧鈴鹿郡域 「せうの」 の地名が確認できる。 (同庄野町)、 の地名はもちろん、 (同広瀬町)、 「をきす」(同小 「はちの」 「木下」(木下 「とみた」 岐須町)、「ふか おおた」(太 (同八野町) 「かめ山」、 (同中富 町 亍

野氏 のが 経ても同一の神領が史料に記載されており、 を持ちながら 付」)。この 氏と峯氏の間で支配が幾度か交替した地である 河かわ する内宮との 地 これらの地は、 と内宮との間で交渉が行われた。 郡と三重郡にまたがる、「なかさは」(鈴鹿市長沢) は長野 は鈴鹿郡以外にもある。 深溝は文明年中に峯氏が支配地しており、 理解 間で交渉がもたれていた(「氏経卿引付」)。 「内宮神領本水帳」などに記載されなか できる。 天正期以前から神宮領の存在が確認できるも ても、文明年中に神宮領をめぐ 一方で、 「内宮神領本水帳」に記載された、 深溝や長沢 この様に、 神領がか と同様 (「氏経卿引 約百年の時を 0 て峯氏や長 古 神領を有 0 た神領 り残 歴 同様

豊 田 \mathcal{O} であ 管轄であっ そ た \mathcal{O} - 14 -

巻通史編中世』) た £ と考えら 多 8 鈴 鹿 亀 7 は 滝 る 域 氏 で (「当代記」・ は \mathcal{O} 管轄 阿野 では 田 「勢陽雑記」・ なく、 野村、 安楽、 神戸信孝 『四日市市史第十六

る。 宮 五貫 神税帳」 他に 九百文今者米成 「みね領」 の鈴鹿郡 とい \mathcal{O} 部 同、 0 分にも見られ、 た 記載が 弐拾弐石九斗 ·興味深 七拾 亀山領」 「 領 」 四石 の記 斗 と記載され 載は 嶺 領、 外

う。 帳」 神宮 が た 性 とも て峯 宮神領本水帳」では 神領 る の 天 性が考えら 領 を書き上げた文書が作成されるが、これらの文書から に 已来不納」と記されており、 神 関 わ 内実をうかがえる。 氏 に原 領 か と峯氏や 宮領が存在したことが判明する。 原は 原之庄分」 正十九年 宮文庫蔵 関氏が 「内宮領不知行地注文」(史10) をみると であ と内宮と 「散在」してい した の記載はない。 関 「峯之内」 れる。 天正五年 山城という支配 0 「亀山殿」 -関氏が管轄 ても従来の枠組みが **峯両氏** 荒 「祭主領不納地注文写」(史11) 五九 の 間 という表現や、 木 「嶺領」 で何らか 田氏晴神 と認識される土地であり、 「嶺領」 と呼ばれていたことから類推すると、 たの 内宮と外宮を統括する地位に 一)、年貢が入っ 五七 して これらを総合すると、 لح 外宮神税 である。 \mathcal{O} 天正十 七 拠点に付随する領 という記載で一括され 主雑記」) いた領域をこ の交渉が行わ 「 亀 「同所散在」 山領」 蒲生氏 何らか 帳」 年 同じく天正十九年 しかし、 とは、 が作 てこなくな 関 \mathcal{O} (一五八三) れて もとに 氏 形 の様に呼称し 成され といった表現があ が で生きて には その名称 原 「原斗 いたようで 地と考え 「内宮神 「峯之内 な 身を寄 の神領は 7 7 ある祭主 0 「北伊勢峯 な 以前 た神宮 1 に作成さ 「嶺領 領本 から た せ 八 0 たこ 可能 ケ年 口 年 _ 内 能 領 ŧ は 原 後 11

警固役を担 年、 宮の奉幣使 0 田政権と関所 正親町 ^{おおぎまち} と思わ とんどみえな は れる。 天皇が近江国 0 ており、 明 上下向 いる である。 織田政権期になると、 その意味では鈴鹿関も維持され くなり、 で ・ 斎宮への行列など、 (史5・90)。 山中氏け 天正年間になってもその関係は存続 \mathcal{O} 山中氏俊に、 古代以来の鈴鹿 山中氏は鎌倉時代以来伊 天正三年 鈴鹿路 鈴鹿の関に関する史料 朝廷の通行に の関がどのよ (一五七五) の警固を行なう う 勢神 にな 兀 7

機能 田政 禄十 徴収を禁止してお 信長は で諸関を撤廃し、 (長野県) 一

大 年 しなくな れてお の統治する地域では、 永禄 諸関での関銭徴収を禁止している(史8)。 (一五六八) 両国で り、 一二年 ったと思われる。 り、 の関銭徴収を禁止している。 おそらく鈴鹿関もその影響を受け、 同十年の甲州攻め後の甲斐 $\widehat{}$ さらに、 に上洛後に、 五六九) 関銭 天正三年には越前国 の徴収 八月、 自らの領国での諸関 の禁止や諸関の 伊勢国に (山梨県) このように 出 (福井県) 信 長 ほとんど 撤廃が 信濃 関 は永 織 H

当時 を思 税や関所を撤廃することは、流通を促進させる政策でもあ 市 わ 存在でもあ 押さえた ならず、 れむこと) 信長が関所 0 座に属さない て行なったもの 間には、 特権的な商業組織である座は、 り 「往還の煩 所収文書)、 した。 た。 の儀」 の撤廃や関銭徴収を禁止 六○か所の関が設けていたとされ 関 新儀商人たちの荷物を流通路や関などで差し <u>,</u> はこう (『信長記』) という。 旅人は関ごとに関銭を支払わなけ となっていた。さらに、 した座と たとえば、 で 「往還旅人のため」 \mathcal{O} 物品 関連で流通を制限させる したのは、 桑名と日永 の流通路支配も掌握 関所での諸課 「御燐點 ^{ごれんびん} (某書状 (史 886 った。 断 日市 (あ 簡

天正九年 一五八 安 芸 国 (広島県) \mathcal{O} 戦国大名毛利輝元

方は 城を見物 の家臣玉木吉保は、 関も無く何 関自体も減少していたようである。 鈴鹿路を経て伊勢に到着した \mathcal{O} 障さ りも無し」と記し 伊勢参宮を行なうため、 ており、 (史 912 。 京都から近江安土 通行の障害もな この時 上

鹿 自由となり、 賑わ このように、 関もそ 0 たことであろう。 の存在は薄れ 伊勢参宮も盛んにな 織田信長の 政策により関所はみえなくな 1 って り、 しまった。 鈴鹿路も往き来る人たち 旅人たち \mathcal{O} 往還は